

令和 4 年度 第 2 回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和 4 年 7 月 29 日（金） 午後 1 時 20 分～午後 2 時 45 分
開催場所	松浦武四郎記念館会議室
出席者	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士/行政書士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）
事務局	契約・検査担当参事 中西 検査指導係長 茨木 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導担当主幹 大河内
現地視察	松浦武四郎記念館（小野江町地内） 五主津波避難タワー（五主町地内）
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（令和 4 年 4 月から 6 月分） ・ 工事の発注状況について ・ 指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（村田委員） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について

委 員	事務局
●入札及び契約の状況報告	
・ 入札及び契約の状況報告として、今期 4 月から 6 月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・ 工事の発注状況について 第 1 四半期の入札件数は総計 98 件。内訳は工事 56 件、委託 41 件、入札中止 1 件。入札件数は前年比で 5 件の増。契約金額は総額 20 億 5,069 万 3,700 円。内訳は工事 17 億 1,234 万 9,100 円、委託 3 億 3,834 万 4,600 円で前年比約 3 億円の増。平均落札率は全体で 84.82% 工事 87.75%、委託 80.82%。

	・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は3件。 ①平成29年6月に沖縄県竹富町が発注した海底送水管更新工事をめぐり、入札談合等関与行為防止法違反の容疑で令和4年3月6日に逮捕され、同年3月28日に那覇地方検察庁より起訴された。公契約関係競売等妨害又は談合により、令和4年4月20日から1か月の指名停止の措置を行った。 ②防衛省近畿中部防衛局が発注した航空自衛隊岐阜基地の施設工事をめぐり、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で令和4年5月31日に名古屋地検特捜部に在宅起訴された。公契約関係競売等妨害又は談合により、令和4年6月11日から1か月の指名停止の措置を行った。 ③独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして違反事実の認定を行ったことで、令和4年5月31日から1か月の指名停止の措置を行った。 ・落札者決定の取り消しについて 令和4年7月7日に入札、落札者を決定した松阪市公告契第110号「松阪公園石垣除草委託」について、参加資格審査時に除草業務持ち制限数に達していた業者（入札参加資格条件を満たさない者）を入札参加させてしまう誤りがあった。その入札参加資格条件を満たさない者が落札したことで、適正な契約相手方の決定がなされていないと判断し、令和4年7月12日に本入札をすべて無効とし落札者決定を取り消した。
--	---

●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	入札参加者数 5 社以下、落札率 90 以上について 入札参加者数 5 社以下で落札率 90 以上となった案件については 3 件。 ・「下水道ストックマネジメント事業宮町ポンプ場（放流ゲート更新）詳細設計業務委託」。 ストックマネジメント事業は、計画的にポンプ場の設備を更新、修繕を実施する事業。当該委託業務も既存施設の更新工事のための業務委託である。参加者少数については、業務の特殊性や機械設備に関する知識等の技術者の配置が困難な状況と敬遠され参加業者数が少なかったことと考えられる。落札率について、過去のゲートに関する工事設計は 92.7%であり、業務の特殊性から設計額に近い金額が業務の適正価格であると推測される。 ・「史跡松坂城跡石垣（No.20・21）整備工事」 この工事は、既存石垣の解体を行い、幾つかの種類の石を積み直す特殊な工事で専門技術を要することから、実績要件を設け地域を全国とし発注した。実績業者は 10 社程度あったが名簿登録の無い業者もあり、それらの参加を求めするため、入札参加申請提出期間中に新規登録を受け付けた。結果的に 1 社参加であったが、城跡の石垣工事としての規模や遠方から出向く事や施工手間などの判断から高落札になったと考えている。 落札率 90%以上について 落札率 90%以上となった案件は 10 件。 先に述べた案件と重複する案件はあるが、その中でも「第五小学校体育倉庫改築工事設計業務委託」、「第二隣保館トイレ改修工事設計業務委託」、「獵師橋水管橋布設替設計業務委託」は、最低制限価格率を算出するランダム係数が高くなると、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生する。従来から一定程度で発生

	している事象である。 入札参加者数 5 社以下について 入札参加者 5 社以下は 28 件。内訳、建設工事 17 件、建設工事に伴う業務委託 11 件。 特に例年この時期に発注がある造園関係で、樹木や芝生管理等の年間管理の業務であるが、市内、準市内を対象とし、同日落札制限や手持ち業務件数制限を適用せず、参加の窓口を可能な限り広げ発注しているが、生き物である植物の管理で特殊業務となることから年間業務実績や技術者資格（主任技術者（1 級技能検定造園合格者が直接作業を行うこと））を参加要件としている。 参加者は最大 4 社であるが、市内業者で施工可能であること、最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、入札結果の状況には注視していきたいと考えている。 低入札型について 低入札価格調査制度は、設計金額 1 億円以上の建設工事が対象。最低制限価格を調査基準価格に読み替え、その価格を下回った場合、低入札調査を行っている。 この四半期における低入札型での発注は 5 件。土木一式関係 3 件、建築一式 2 件。 「令和 3 年度松阪市総合運動公園建設工事（その 3）」、「庁舎本館外壁他改修工事」、「松阪市公共下水道事業三雲第 1-1 処理分区 14 号外污水管渠工事」、「三雲中学校外壁他改修工事（第 2 期）」、「第 4-3 号県百々川河川改修工事に伴う配水管布設替工事」5 件すべてが調査基準価格を下回り低入札調査を行い、落札者を決定した。この四半期の土木一式工事における平均落札率は 79%。当監視委員会からの意見にもあるが特に土木一式工事については、低入札価格下限値付近に応札額が集中する傾向が強い。この点については、工事の品質確保の関係
--	---

・それでは、私からの抽出案件として何点か注目しましたので確認していきたい。 1 点目、下水道ストックマネジメント事業宮町ポンプ場(放流ゲート更新)詳細設計業務委託であるが、入札参加者は何故 2 社だったのか。 2 点目、意見として聞いてほしい。狛師橋水管橋布設替設計業務委託。受注業者の入札額は予定価格と同額、落札率は 100%。ランダム係数が 100.43 と高く設定されたことで最低制限価格を下回る業者が多くある事象はこれまでも当監視委員会で報告は受けているが、参	性と合わせて引き続き注視していく必要があると考えている。 総合評価落札方式について この四半期の総合評価落札方式は 1 件。 「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 38 号外污水管渠及び配水管布設替工事」。試行結果表をご覧くださいと 2 社が失格基準価格未滿で失格となった。総合評価落札方式は、制度の性質上、最低制限価格が設けられない仕組み。ただし、低入札価格調査制度を適切に活用されることがダンピング対策として有効である。このことは、公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針でも明文化されている。本市の失格基準価格の算出は、有効となる入札者数の入札価格の平均額に係数を掛けるしくみ、これが否かは現時点ではわかりかねるが、この入札結果をとらまえ様々な研究を重ねていく必要があると感じたところである。 入札中止について 入札中止は 1 件。 設計書に誤りがあったため中止。再度公告を行い入札執行済みである。 市内業者で建設コンサルタント登録規程による下水道部門登録があり下水道部門の技術者が 2 名配置できるなどを入札条件としている。入札参加可能業者は一定数確認はできているが業務の特殊性から参加業者数が少なかったことと考えられる。
---	--

加者間の応札額の開きが約 200 万円。本市の制度上、このような事象が発生することは致し方ないが市民目線では納得が得られにくいと思う。 続いて、3 点目。毎年この四半期に発注のある造園関係の案件については、事務局の説明のとおり、最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、業者数が限定されており検討事項として新規参入事業者を促すような取り組みをお願いしたい。 4 点目、松阪市公共下水道事業三雲第 1-1 処理分区 14 号外污水管渠工事と第 4-3 号県百々川河川改修工事に伴う配水管布設替工事について、同一業者が同じ日に 2 件受注している。この理由を説明されたい。 最後 5 点目、令和 3 年度松阪市総合運動公園建設工事（その 3）。4 社が同額で並んでいるが落札決定に至るまでの経過を説明されたい。 中止件数について 昨年度の同時期と比較すると中止件数が減少した。減少への取り組みに皆様が注意を促していただいた成果が表れたと思います。 総合評価落札方式について、入札前に公表されている入札参加者及び技術評価点（加算点）一覧を拝見させていただくと 15.6 点と非常に高い業者があるが、失格基準価格未満により失格となってしまったのが非常に残念。落札者については、防災協力事業者の点数の加点が無いにも関わらず過去の実績等で加点された。相手方としては問題ないと思われる。また、入札価格は失格基準価格未満により失	造園関係の入札は今期 12 件。市内、準市内を対象とし、同日落札制限や手持ち業務件数制限を適用せず、可能な限り条件を広げ発注している。また、毎月第 3 水曜日に新規登録の受付業務を行っていますが登録が無い状況である。 この 2 案件は、3,500 万円以上であり、同日に開札する契約金額 3,500 万円未満の工事における落札件数は 1 業者 1 件である（建築一式工事は 7,000 万円未満）ことを適用していないことによります。 本案件は、設計金額 1 億円を超えるため低入札型で発注を行った。同額の場合はくじ引きで落札者を決定するが、低入札案件で同額の場合、低入札価格調査を行う順番を決めるくじ引きとなる。調査順位を付し、積算内訳書審査基準の審査を行い落札者決定する。 総合評価方式の制度の性質上、最低制限価格は設定できない仕組み。ダンピング対策として低入札価格調査を活用している。この現場は、幹線道路に下水道等を埋設する工事。道路管理者より交通量が少なくなる夜間で工事をするものの条件が付された工事である。下水道の推進工事で難易度が高く、かつ夜間工事の安全対策や周辺地域への配慮などをふまえ総合評価落札方式で発注した経過がある。応札額につい
--	--

格となった業者は落札者より約 700 万円低い額での応札額であった。昨年度の総合評価案件は技術評価点が一番高くかつ、応札額が一番低い業者と契約締結した案件が多かったが、総合評価方式の在り方についてご意見を伺いたい。	ては、入札参加業者の予算的なことはわからないが、難易度が高ければ応札額に差が出るものとする。本市の失格基準価格の算出は、応札額の平均によるものであることからこのような結果になったものと考えている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 ・ 随意契約であるが、天井改修の方向性を決めるために検討委員会が立ち上げられ、調査・検討が行われ天井落下防止措置の改修を行う必要があると答申されている。その後ネット工法で検討されているのだが、比較検討の際になぜ３社としたのか明確な理由が明文化されていない。今後の改善点として具体的説明の明文化をお願いしたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見	① 嬉野ふるさと会館特定天井改修工事 当該建物は、平成 26 年に施行された特定天井の告示を受け、平成 29 年に天井改修の方向性を決めるために検討委員会が立ち上げられた。当該委員会による調査・検討が行われ提出された答申に基づき天井落下防止措置の改修を行うものである。検討委員会の答申を受け、ネット工法での検討を進める中、同工法において 3 社の比較検討を行い、コスト面・工期・意匠・既存の音響や照明等の影響を考慮した結果、契約相手方の工法を採用した。よって、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 松阪市公共下水道台帳補正業務委託 ③ 松阪市道路台帳補正業務委託 ④ 松阪市上水道台帳補正業務委託 公共下水道台帳、道路台帳、上水道台帳の補正業務は、松阪市統合型 GIS と連動する台帳管理システムのデータ情報を補正、更新をするものである。それぞれのシステム並びに松阪市統合型 GIS システムは、契約相手方による独自技術、著作権などにより構築されており、本業務に要する専門性、技術的条件から業務を履行できる唯一の業者となることから自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤ 中ノ庄地区事業計画書作成業務委託

・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	契約相手方は、当事業で重要となる日常的な湛水防除施設の機械設備、電気設備等の状態を総合的に把握し、計画書作成においてもヒアリングや事業採択申請での確な提案ができる。また、これまでの業務実績による現地調査、資料収集などの省略が可能で経費の縮減効果も見込める。これまでの業務に対する条件を満たせることから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	⑥ 令和 4 年度松阪市公共建築物定期点検業務委託 本市が所有する公共建築物においては、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員等に、特定建築物については、3 年以内ごと、特定建築設備等については、1 年以内ごとに点検を行うこととされている。この点検業務による調査報告書は、各施設の劣化状況等を明らかにし、今後の施設改修の指標の一つとなるもので、公共施設の個別施設計画（長寿命化計画）の策定においても重要な役割を担うものであることから、その報告書は、均一で質の高い成果品が求められている。本業務を行うことができる者は、専門的な知識を有する資格者に限定されており、公共施設の用途・規模等を勘案するとその資格者の中でも一級建築士による点検が望ましいところである。さらに、本業務を安定的に継続的かつ質の高い点検・調査報告を得るためには、習熟した多くの点検調査者を要したうえで、各調査者が作成した報告書をすべて精査し、均一かつ一定の水準以上の品質を確保できる体制が構築されている必要がある。 以上のことから、全施設の報告書を一括して管理する体制を県内で唯一構築している契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によ

..... 委員会としての意見 ・昨年度からインターネット広告を活用、松阪市の魅力発進をされているのだが成果は出ているのか。	り随意契約を締結した。 ⑦ ふるさと納税デジタル広告の配信 本業務は、インターネット広告を配信することにより、各ふるさと納税ポータルサイトへの流入増加を図り、寄附金の増加並びに本市の魅力発信を図るものである。 最もユーザー規模が大きい契約相手方の運用型広告を利用することで、独自のビックデータを活用したディスプレイ広告や検索連動型広告の効率化が実現できる。 また、昨年度より運用型広告を行っていることから、継続して利用することにより、効率よく広告を行うことが可能となることから、自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 令和3年度の実績であるが、寄付金は令和2年度より増加し10億円を超えた。件数についても3万1千件となり令和2年度より6千件増加している。
●次回開催日程及び抽出委員について	
	・次回開催日については、令和4年10月27日（木）14：00からとする。 ・抽出委員は坂本委員とする。